

自動車損害賠償責任保険基準料率

平成20年1月17日届出

損害保険料率算出機構

自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月
			契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
営 業 用 乗 用 自 動 車	A														
	B														
	C														
	D														
自 家 用 乗 用 自 動 車				31,600	30,910	30,210	29,500	28,800	28,090	27,390	26,690	25,980	25,280	24,580	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の													
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の													
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用														
	自 家 用														
小 型 二 輪 自 動 車				17,780	17,450	17,110	16,770	16,440	16,100	15,760	15,430	15,090	14,750	14,420	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車			26,280	25,730	25,170	24,610	24,040	23,480	22,920	22,360	21,790	21,230	20,670	
	検 査 対 象 外 車	22,050	18,790		15,470										
原 動 機 付 自 転 車		14,070	12,340		10,580										
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車															
緊 急 自 動 車				10,490	10,350	10,210	10,060	9,920	9,780	9,630	9,490	9,350	9,200	9,060	
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車														
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車													
		検 査 対 象 外 車													
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車														
	(ロ) 教 習 用 自 動 車														
	(ハ)	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													
		b 小 型 二 輪 自 動 車			20,530	20,130	19,720	19,310	18,900	18,490	18,080	17,670	17,260	16,850	16,440
		c 軽 自 動 車													
		検 査 対 象 車													
		検 査 対 象 外 車	29,630	24,920		20,110									
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車															
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車			5,140	5,130		5,120									

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月		
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約		
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用																	
	自 家 用																	
営 業 用 乗 用 自 動 車	A																	
	B																	
	C																	
	D																	
自 家 用 乗 用 自 動 車		23,870	23,170	22,470	21,750	21,030	20,310	19,600	18,880	18,160	17,440	16,720	16,010	15,290				
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの		95,680	92,160	88,570	84,980	81,380	77,790	74,200	70,600	67,010	63,420	59,820	56,230			
		最大積載量が2トン以下のもの		65,170	62,830	60,450	58,060	55,680	53,300	50,910	48,530	46,150	43,770	41,380	39,000			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの		67,270	64,850	62,390	59,920	57,450	54,990	52,520	50,060	47,590	45,120	42,650	40,190			
		最大積載量が2トン以下のもの		43,910	42,400	40,860	39,320	37,780	36,240	34,700	33,160	31,620	30,080	28,540	27,000			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		34,650	33,500	32,320	31,150	29,980	28,810	27,630	26,460	25,290	24,110	22,940	21,770				
	自 家 用		19,860	19,290	18,700	18,120	17,530	16,940	16,360	15,770	15,180	14,600	14,010	13,420				
小 型 二 輪 自 動 車		14,080	13,740	13,400	13,060	12,720	12,370	12,030	11,680	11,340	11,000	10,650	10,310	9,970				
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	20,110	19,540	18,980	18,410	17,830	17,260	16,680	16,110	15,540	14,960	14,390	13,810	13,240				
	検 査 対 象 外 車			12,080														
原 動 機 付 自 転 車				8,790														
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			10,950	10,730	10,490	10,260	10,030	9,790	9,560	9,330	9,090	8,860	8,630	8,390				
緊 急 自 動 車		8,910	8,770	8,630	8,480	8,330	8,190	8,040	7,890	7,750	7,600	7,450	7,310	7,160				
商 品 自 動 車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																	
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																	
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車																
		検 査 対 象 外 車																
特 種 用 途 自 動 車 そ の 他	(イ) 霊 き ゅ う 自 動 車			9,610	9,430	9,250	9,070	8,890	8,710	8,530	8,350	8,170	7,990	7,810	7,630			
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			9,610	9,430	9,250	9,070	8,890	8,710	8,530	8,350	8,170	7,990	7,810	7,630			
	(ハ) a	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		31,140	30,130	29,090	28,060	27,030	25,990	24,960	23,930	22,890	21,860	20,820	19,790			
		b 小 型 二 輪 自 動 車	16,030	15,620	15,210	14,790	14,370	13,950	13,540	13,120	12,700	12,280	11,860	11,440	11,030			
	c	軽 自 動 車	検 査 対 象 車		15,620	15,210	14,790	14,370	13,950	13,540	13,120	12,700	12,280	11,860	11,440	11,030		
		検 査 対 象 外 車			15,200													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,120	5,120	5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,100				
検 査 対 象 外 被 けん 引 軽 自 動 車				5,110														

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		13か月	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用	46,810	43,650	40,440	37,220	34,010	30,790	27,580	24,360	21,150	17,930	14,720	11,500	8,280				
	自家用	13,740	13,080	12,410	11,740	11,080	10,410	9,740	9,080	8,410	7,740	7,070	6,410	5,740				
営業用乗用自動車	A	101,630	94,330	86,890	79,450	72,020	64,580	57,140	49,700	42,260	34,820	27,380	19,950	12,510				
	B	80,910	75,180	69,340	63,490	57,650	51,810	45,970	40,120	34,280	28,440	22,600	16,750	10,910				
	C	61,760	57,480	53,110	48,740	44,380	40,010	35,640	31,270	26,910	22,540	18,170	13,800	9,440				
	D	25,870	24,300	22,700	21,090	19,490	17,890	16,290	14,680	13,080	11,480	9,880	8,270	6,670				
自家用乗用自動車		14,570	13,850	13,120	12,390	11,660	10,930	10,190	9,460	8,730	8,000	7,270	6,530	5,800				
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	52,640	49,040	45,380	41,710	38,050	34,390	30,720	27,060	23,390	19,730	16,060	12,400	8,730			
		最大積載量が2トン以下のもの	36,620	34,230	31,800	29,370	26,940	24,510	22,080	19,650	17,220	14,790	12,360	9,930	7,500			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	37,720	35,260	32,740	30,220	27,710	25,190	22,680	20,160	17,650	15,130	12,620	10,100	7,580			
		最大積載量が2トン以下のもの	25,460	23,920	22,350	20,780	19,210	17,640	16,060	14,490	12,920	11,350	9,780	8,210	6,640			
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用	20,600	19,420	18,230	17,030	15,830	14,640	13,440	12,250	11,050	9,850	8,660	7,460	6,260				
	自家用	12,840	12,250	11,650	11,050	10,460	9,860	9,260	8,660	8,060	7,460	6,860	6,270	5,670				
小型二輪自動車		9,620	9,280	8,930	8,580	8,230	7,880	7,520	7,170	6,820	6,470	6,120	5,770	5,420				
軽自動車	検査対象車	12,670	12,090	11,510	10,920	10,340	9,750	9,170	8,580	8,000	7,410	6,830	6,240	5,650				
	検査対象外車		8,620															
原動機付自転車			6,960															
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,160	7,930	7,690	7,450	7,210	6,970	6,740	6,500	6,260	6,020	5,780	5,550	5,310				
緊急自動車		7,010	6,870	6,720	6,570	6,420	6,270	6,120	5,970	5,820	5,670	5,520	5,370	5,220				
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,370	11,770	11,160	10,550	9,940	9,330	8,720	8,110	7,500	6,900	6,290	5,680	5,170			
	(ロ) 小型二輪自動車		7,790	7,560	7,330	7,110	6,880	6,660	6,430	6,200	5,980	5,750	5,520	5,300	5,110			
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	7,790	7,560	7,330	7,110	6,880	6,660	6,430	6,200	5,980	5,750	5,520	5,300	5,110			
		検査対象外車	7,790	7,570	7,340	7,120	6,890	6,670	6,440	6,220	5,990	5,770	5,540	5,310	5,130			
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,450	7,270	7,090	6,910	6,720	6,540	6,350	6,170	5,990	5,800	5,620	5,440	5,250			
	(ロ) 教習用自動車		7,450	7,270	7,090	6,910	6,720	6,540	6,350	6,170	5,990	5,800	5,620	5,440	5,250			
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	18,760	17,720	16,670	15,610	14,560	13,500	12,450	11,400	10,340	9,290	8,230	7,180	6,120			
		b 小型二輪自動車	10,610	10,190	9,760	9,340	8,910	8,480	8,060	7,630	7,200	6,780	6,350	5,920	5,500			
	c 軽自動車	検査対象車	10,610	10,190	9,760	9,340	8,910	8,480	8,060	7,630	7,200	6,780	6,350	5,920	5,500			
		検査対象外車		10,200														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車		5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080				
検査対象外被けん引軽自動車			5,100															

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				9,880	9,760	9,630	9,500	9,370	9,250	9,120	8,990	8,860	8,740	8,610		
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				9,030	8,920	8,820	8,720	8,610	8,500	8,400	8,300	8,190	8,080	7,980		
軽自動車	検査対象車			8,180	8,100	8,010	7,930	7,850	7,770	7,690	7,600	7,520	7,440	7,360		
	検査対象外車	7,540	7,070		6,590											
原動機付自転車		5,660	5,550		5,440											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				5,320	5,310	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270	5,260	5,260
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	5,350		5,300		5,250											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検査対象外被けん引軽自動車		5,140	5,130		5,120											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																
	自家用																
営業用乗用自動車	個人を除く																
	個人																
自家用乗用自動車		8,480	8,350	8,230	8,090	7,970	7,840	7,710	7,570	7,450	7,320	7,180	7,050	6,920			
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	36,200	34,990	33,750	32,520	31,280	30,050	28,820	27,580	26,350	25,110	23,880	22,640			
		最大積載量が2トン以下のもの	23,050	22,350	21,630	20,920	20,210	19,500	18,780	18,070	17,360	16,650	15,930	15,220			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	36,200	34,990	33,750	32,520	31,280	30,050	28,820	27,580	26,350	25,110	23,880	22,640			
		最大積載量が2トン以下のもの	23,050	22,350	21,630	20,920	20,210	19,500	18,780	18,070	17,360	16,650	15,930	15,220			
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,130	8,970	8,810	8,650	8,490	8,330	8,170	8,010	7,850	7,690	7,520	7,360			
	自家用		9,130	8,970	8,810	8,650	8,490	8,330	8,170	8,010	7,850	7,690	7,520	7,360			
小型二輪自動車		7,880	7,770	7,660	7,560	7,450	7,340	7,240	7,130	7,020	6,920	6,810	6,700	6,600			
軽自動車	検査対象車	7,270	7,190	7,110	7,020	6,940	6,860	6,770	6,690	6,600	6,520	6,440	6,350	6,270			
	検査対象外車			6,100													
原動機付自転車				5,330													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,230			
緊急自動車		5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,320	5,310	5,300	5,280	5,270			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																
	(ロ) 小型二輪自動車																
	(ハ) 軽自動車	検査対象車															
		検査対象外車															
特殊用途自動車その他	(イ) 霊きゅう自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120		
	(ロ) 教習用自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			7,230	7,150	7,060	6,970	6,890	6,800	6,720	6,630	6,550	6,460	6,380	6,290	
		b 小型二輪自動車		5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,210	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,170	
		c 軽自動車	検査対象車		5,240	5,240	5,230	5,220	5,210	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,170	
検査対象外車					5,200												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,120	5,120	5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,100			
検査対象外けん引軽自動車				5,110													

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日	
			契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		15,990	15,170	14,330	13,480	12,640	11,800	10,960	10,120	9,280	8,440	7,590	6,750	5,910		
	自家用		13,740	13,080	12,410	11,740	11,080	10,410	9,740	9,080	8,410	7,740	7,070	6,410	5,740		
営業用乗用自動車	個人を除く		18,850	17,810	16,750	15,690	14,620	13,560	12,500	11,440	10,380	9,320	8,250	7,190	6,130		
	個人		17,610	16,660	15,700	14,730	13,770	12,800	11,830	10,870	9,900	8,930	7,970	7,000	6,040		
自家用乗用自動車			6,790	6,660	6,530	6,400	6,260	6,130	6,000	5,870	5,730	5,600	5,470	5,340	5,200		
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,410	20,180	18,920	17,660	16,400	15,140	13,880	12,620	11,360	10,110	8,850	7,590	6,330		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,510	13,790	13,070	12,340	11,610	10,890	10,160	9,430	8,700	7,980	7,250	6,520	5,800		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,410	20,180	18,920	17,660	16,400	15,140	13,880	12,620	11,360	10,110	8,850	7,590	6,330		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,510	13,790	13,070	12,340	11,610	10,890	10,160	9,430	8,700	7,980	7,250	6,520	5,800		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,200	7,040	6,880	6,710	6,550	6,380	6,220	6,060	5,890	5,730	5,560	5,400	5,230		
	自家用		7,200	7,040	6,880	6,710	6,550	6,380	6,220	6,060	5,890	5,730	5,560	5,400	5,230		
小型二輪自動車			6,490	6,380	6,270	6,160	6,050	5,940	5,830	5,730	5,620	5,510	5,400	5,290	5,180		
軽自動車	検査対象車		6,180	6,100	6,010	5,930	5,840	5,760	5,670	5,590	5,500	5,410	5,330	5,240	5,160		
	検査対象外車			5,600													
原動機付自転車				5,210													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,090	5,080		
緊急自動車			5,250	5,240	5,230	5,210	5,200	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	
	(ロ) 小型二輪自動車			5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	
		検査対象外車		5,300	5,280	5,260	5,250	5,230	5,210	5,190	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,100	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080		
	(ロ) 教習用自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080		
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			6,210	6,120	6,030	5,940	5,860	5,770	5,680	5,590	5,510	5,420	5,330	5,240	5,160
		b 小型二輪自動車			5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,130	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	5,080
		c 軽自動車	検査対象車		5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,130	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	5,080
			検査対象外車			5,140											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
検査対象外けん引軽自動車				5,100													

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月
		契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約	契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				13,940	13,710	13,470	13,240	13,000	12,770	12,530	12,300	12,060	11,830	11,590		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				5,720	5,700	5,680	5,670	5,650	5,630	5,610	5,600	5,580	5,560	5,550		
軽自動車	検査対象車			13,940	13,710	13,470	13,240	13,000	12,770	12,530	12,300	12,060	11,830	11,590		
	検査対象外車	6,020	5,840		5,660											
原動機付自転車		5,660	5,550		5,440											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				10,230	10,100	9,960	9,820	9,690	9,550	9,410	9,270	9,140	9,000	8,860		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				14,550	14,300	14,050	13,800	13,550	13,300	13,050	12,790	12,540	12,290	12,040
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	20,070		17,190		14,260											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検査対象外被けん引軽自動車		5,140	5,130		5,120											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用																
	自 家 用																
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く																
	個 人																
自 家 用 乗 用 自 動 車		11,360	11,120	10,890	10,650	10,410	10,170	9,930	9,690	9,450	9,210	8,970	8,730	8,490	8,250	8,010	
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の		24,940	24,170	23,380	22,590	21,800	21,020	20,230	19,440	18,650	17,870	17,080	16,290	15,500	14,710
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の		24,940	24,170	23,380	22,590	21,800	21,020	20,230	19,440	18,650	17,870	17,080	16,290	15,500	14,710
	自 家 用	最 大 積 載 量 が 2 ト ン を 超 え る も の		24,940	24,170	23,380	22,590	21,800	21,020	20,230	19,440	18,650	17,870	17,080	16,290	15,500	14,710
		最 大 積 載 量 が 2 ト ン 以 下 の も の		24,940	24,170	23,380	22,590	21,800	21,020	20,230	19,440	18,650	17,870	17,080	16,290	15,500	14,710
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用		10,730	10,510	10,290	10,060	9,840	9,610	9,390	9,160	8,940	8,720	8,490	8,270	8,040	7,820	
	自 家 用		10,730	10,510	10,290	10,060	9,840	9,610	9,390	9,160	8,940	8,720	8,490	8,270	8,040	7,820	
小 型 二 輪 自 動 車		5,530	5,510	5,490	5,480	5,460	5,440	5,420	5,410	5,390	5,370	5,350	5,340	5,320	5,300	5,280	
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	11,360	11,120	10,890	10,650	10,410	10,170	9,930	9,690	9,450	9,210	8,970	8,730	8,490	8,250	8,010	
	検 査 対 象 外 車			5,480													
原 動 機 付 自 転 車				5,330													
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車			6,770	6,700	6,630	6,570	6,500	6,430	6,360	6,300	6,230	6,160	6,100	6,030	5,960	5,890	
緊 急 自 動 車		8,730	8,590	8,450	8,310	8,170	8,040	7,900	7,760	7,620	7,480	7,340	7,200	7,060	6,920	6,780	
商 品 自 動 車	(イ) 三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)																
	(ロ) 小 型 二 輪 自 動 車																
	(ハ) 軽 自 動 車	検 査 対 象 車															
		検 査 対 象 外 車															
特 種 用 途 自 動 車	(イ) 霊 き ゆ う 自 動 車			7,810	7,710	7,600	7,490	7,380	7,270	7,160	7,050	6,950	6,840	6,730	6,620	6,510	
	(ロ) 教 習 用 自 動 車			7,810	7,710	7,600	7,490	7,380	7,270	7,160	7,050	6,950	6,840	6,730	6,620	6,510	
	そ の 他	(ハ) a 三 輪 以 上 の 自 動 車 (軽 自 動 車 を 除 く)			12,490	12,210	11,910	11,620	11,320	11,030	10,730	10,440	10,140	9,850	9,560	9,260	8,970
		b 小 型 二 輪 自 動 車		11,790	11,540	11,290	11,030	10,770	10,520	10,260	10,000	9,750	9,490	9,240	8,980	8,720	8,460
		c 軽 自 動 車	検 査 対 象 車		11,540	11,290	11,030	10,770	10,520	10,260	10,000	9,750	9,490	9,240	8,980	8,720	8,460
			検 査 対 象 外 車			11,260											
被 け ん 引 旅 客 自 動 車、被 け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車、被 け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車、被 け ん 引 大 型 特 殊 自 動 車、被 け ん 引 小 型 特 殊 自 動 車、被 け ん 引 特 種 用 途 自 動 車 及 び 検 査 対 象 被 け ん 引 軽 自 動 車			5,120	5,120	5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
検 査 対 象 外 被 け ん 引 軽 自 動 車				5,110													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間		13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
		営業用	自家用															
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用			33,530	31,380	29,190	27,000	24,800	22,610	20,420	18,230	16,030	13,840	11,650	9,450	7,260		
	自家用			13,740	13,080	12,410	11,740	11,080	10,410	9,740	9,080	8,410	7,740	7,070	6,410	5,740		
営業用乗用自動車	個人を除く			57,420	53,470	49,430	45,400	41,370	37,330	33,300	29,270	25,230	21,200	17,170	13,140	9,100		
	個人			25,870	24,300	22,700	21,090	19,490	17,890	16,290	14,680	13,080	11,480	9,880	8,270	6,670		
自家用乗用自動車				8,250	8,010	7,760	7,520	7,270	7,030	6,780	6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		15,500	14,710	13,910	13,110	12,300	11,500	10,700	9,890	9,090	8,280	7,480	6,680	5,870		
		最大積載量が2トン以下のもの		15,500	14,710	13,910	13,110	12,300	11,500	10,700	9,890	9,090	8,280	7,480	6,680	5,870		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		15,500	14,710	13,910	13,110	12,300	11,500	10,700	9,890	9,090	8,280	7,480	6,680	5,870		
		最大積載量が2トン以下のもの		15,500	14,710	13,910	13,110	12,300	11,500	10,700	9,890	9,090	8,280	7,480	6,680	5,870		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			8,040	7,820	7,590	7,360	7,130	6,900	6,670	6,440	6,210	5,990	5,760	5,530	5,300		
	自家用			8,040	7,820	7,590	7,360	7,130	6,900	6,670	6,440	6,210	5,990	5,760	5,530	5,300		
小型二輪自動車				5,300	5,280	5,270	5,250	5,230	5,210	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090		
軽自動車	検査対象車			8,250	8,010	7,760	7,520	7,270	7,030	6,780	6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310		
	検査対象外車				5,280													
原動機付自転車					5,210													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				5,960	5,890	5,830	5,760	5,690	5,620	5,550	5,480	5,410	5,340	5,280	5,210	5,140		
緊急自動車				6,920	6,780	6,640	6,490	6,350	6,210	6,070	5,920	5,780	5,640	5,500	5,350	5,210		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				6,810	6,660	6,520	6,370	6,230	6,080	5,940	5,790	5,650	5,500	5,360	5,210	5,090	
	(ロ) 小型二輪自動車				5,280	5,270	5,250	5,230	5,210	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車			5,280	5,270	5,250	5,230	5,210	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	
		検査対象外車			5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,100	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車				6,510	6,400	6,290	6,180	6,070	5,960	5,850	5,740	5,630	5,510	5,400	5,290	5,180	
	(ロ) 教習用自動車				6,510	6,400	6,290	6,180	6,070	5,960	5,850	5,740	5,630	5,510	5,400	5,290	5,180	
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)				8,970	8,670	8,370	8,070	7,770	7,470	7,170	6,870	6,570	6,270	5,970	5,670	5,370
		b 小型二輪自動車				8,470	8,210	7,950	7,690	7,430	7,160	6,900	6,640	6,380	6,120	5,850	5,590	5,330
		c 軽自動車	検査対象車			8,470	8,210	7,950	7,690	7,430	7,160	6,900	6,640	6,380	6,120	5,850	5,590	5,330
			検査対象外車				8,210											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車				5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
検査対象外被けん引軽自動車					5,100													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～27か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車				9,880	9,760	9,630	9,500	9,370	9,250	9,120	8,990	8,860	8,740	8,610		
普通けん引普通貨物自動車及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの														
		最大積載量が2トン以下のもの														
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															
	自家用															
小型二輪自動車				5,720	5,700	5,680	5,670	5,650	5,630	5,610	5,600	5,580	5,560	5,550		
軽自動車	検査対象車			6,190	6,160	6,130	6,110	6,080	6,050	6,020	5,990	5,960	5,930	5,900		
	検査対象外車	5,910	5,760		5,600											
原動機付自転車		5,660	5,550		5,440											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																
緊急自動車				5,580	5,570	5,560	5,540	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車															
	(ロ) 教習用自動車															
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)														
		b 小型二輪自動車				5,320	5,310	5,310	5,300	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270	5,260	5,260
		c 軽自動車	検査対象車													
検査対象外車	5,350		5,300		5,250											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車																
検査対象外被けん引軽自動車		5,140	5,130		5,120											

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 26か月～14か月契約〕

(単位：円)

車 種		保 険 期 間		26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月
		契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約	契 約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用															
	自家用															
営業用乗用自動車	個人を除く															
	個人															
自家用乗用自動車		8,480	8,350	8,230	8,090	7,970	7,840	7,710	7,570	7,450	7,320	7,180	7,050	6,920		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,510	23,760	22,990	22,220	21,440	20,670	19,900	19,130	18,360	17,590	16,820	16,050	
		最大積載量が2トン以下のもの		23,050	22,350	21,630	20,920	20,210	19,500	18,780	18,070	17,360	16,650	15,930	15,220	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの		24,510	23,760	22,990	22,220	21,440	20,670	19,900	19,130	18,360	17,590	16,820	16,050	
		最大積載量が2トン以下のもの		23,050	22,350	21,630	20,920	20,210	19,500	18,780	18,070	17,360	16,650	15,930	15,220	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,120	8,960	8,800	8,640	8,480	8,320	8,160	8,000	7,840	7,680	7,510	7,360		
	自家用		9,120	8,960	8,800	8,640	8,480	8,320	8,160	8,000	7,840	7,680	7,510	7,360		
小型二輪自動車		5,530	5,510	5,490	5,480	5,460	5,440	5,420	5,410	5,390	5,370	5,350	5,340	5,320		
軽自動車	検査対象車	5,870	5,840	5,810	5,780	5,750	5,720	5,690	5,660	5,630	5,600	5,560	5,530	5,500		
	検査対象外車			5,430												
原動機付自転車				5,330												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,360	5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270	5,260	5,250	5,230		
緊急自動車		5,430	5,420	5,410	5,390	5,380	5,360	5,350	5,340	5,320	5,310	5,300	5,280	5,270		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															
	(ロ) 小型二輪自動車															
	(ハ) 軽自動車	検査対象車														
		検査対象外車														
特殊用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	
	(ロ) 教習用自動車			5,150	5,150	5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,130	5,120	5,120	5,120	
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,820	5,800	5,770	5,740	5,710	5,680	5,650	5,620	5,590	5,560	5,530	5,500
		b 小型二輪自動車		5,250	5,240	5,240	5,230	5,220	5,210	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,170
		c 軽自動車	検査対象車		5,240	5,240	5,230	5,220	5,210	5,210	5,200	5,190	5,190	5,180	5,170	5,170
			検査対象外車			5,200										
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特殊用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,120	5,120	5,120	5,120	5,110	5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,100		
検査対象外被けん引軽自動車				5,110												

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 13か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	13か月契約	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		15,990	15,170	14,330	13,480	12,640	11,800	10,960	10,120	9,280	8,440	7,590	6,750	5,910		
	自家用		13,740	13,080	12,410	11,740	11,080	10,410	9,740	9,080	8,410	7,740	7,070	6,410	5,740		
営業用乗用自動車	個人を除く		18,850	17,810	16,750	15,690	14,620	13,560	12,500	11,440	10,380	9,320	8,250	7,190	6,130		
	個人		17,610	16,660	15,700	14,730	13,770	12,800	11,830	10,870	9,900	8,930	7,970	7,000	6,040		
自家用乗用自動車			6,790	6,660	6,530	6,400	6,260	6,130	6,000	5,870	5,730	5,600	5,470	5,340	5,200		
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,280	14,510	13,720	12,930	12,150	11,360	10,570	9,790	9,000	8,210	7,430	6,640	5,860		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,510	13,790	13,070	12,340	11,610	10,890	10,160	9,430	8,700	7,980	7,250	6,520	5,800		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	15,280	14,510	13,720	12,930	12,150	11,360	10,570	9,790	9,000	8,210	7,430	6,640	5,860		
		最大積載量が2トン以下のもの	14,510	13,790	13,070	12,340	11,610	10,890	10,160	9,430	8,700	7,980	7,250	6,520	5,800		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		7,190	7,030	6,870	6,710	6,540	6,380	6,220	6,050	5,890	5,730	5,560	5,400	5,230		
	自家用		7,190	7,030	6,870	6,710	6,540	6,380	6,220	6,050	5,890	5,730	5,560	5,400	5,230		
小型二輪自動車			5,300	5,280	5,270	5,250	5,230	5,210	5,200	5,180	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090		
軽自動車	検査対象車		5,470	5,440	5,410	5,380	5,350	5,320	5,290	5,260	5,230	5,190	5,160	5,130	5,100		
	検査対象外車			5,260													
原動機付自転車				5,210													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,220	5,210	5,200	5,190	5,180	5,160	5,150	5,140	5,130	5,120	5,110	5,090	5,080		
緊急自動車			5,250	5,240	5,230	5,210	5,200	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,300	5,280	5,260	5,240	5,220	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,110	5,090	5,080	
	(ロ) 小型二輪自動車			5,250	5,230	5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,080	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車		5,250	5,230	5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,080	
		検査対象外車		5,250	5,240	5,230	5,210	5,200	5,180	5,170	5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,100	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080		
	(ロ) 教習用自動車			5,110	5,110	5,110	5,100	5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)			5,470	5,440	5,410	5,380	5,350	5,310	5,280	5,250	5,220	5,190	5,160	5,130	5,100
		b 小型二輪自動車			5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,130	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	5,080
		c 軽自動車	検査対象車		5,160	5,150	5,150	5,140	5,130	5,130	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	5,080
			検査対象外車			5,140											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象けん引軽自動車			5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080	5,080		
検査対象外けん引軽自動車				5,100													

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、計算により算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数を生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{36か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{36 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ニ 保険期間 48 か月の契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{36 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の2年超3年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の2年超3年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{48 か月契約の3年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の3年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ホ 保険期間 60 か月の契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{60 か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{48 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 3 7 か月以上 4 8 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 2 5 か月以上 3 6 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 1 3 か月以上 2 4 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 1 2 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料} \\ &\text{率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ &\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。